

二六

乙第一三五七號

案起 昭和三十四年八月三日 日  
定決 昭和三十四年八月三日 日  
行施 昭和一年 月 日

昭和三十四年八月二日

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣官房事務官  
佐藤府事務官  
国家地方衛生局事務官  
佐藤新事務官  
亮(吾道)

公共企業体労働関係三委員会設置について  
標記の件について労働大臣官房総務課長から別紙

めくれず

労働省

とあり申越があつて周知方お願い致します。

總務第三三〇号

昭和二十四年八月十六日

労働大臣官房総務課



内閣総理大臣官房総務課長 殿

公共企業体労働関係三委員会設置について  
公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百四十七号）の規定に基  
き、左記のとおり労働省内に三委員会を設置され、八月一日からその業務  
を開始しました。これから貴関係方面にも周知方お願ひ致します。  
右各地方の国有鉄道、専売公社請停委員会の名前、設置の経緯と盛を  
参考までに添附致します。

記

- 一 公共企業体仲裁委員会  
会 事務局

- 一 国有鉄道中央請停委員会  
会 事務局
- 一 専売公社中央請停委員会  
会 事務局
- 一 所在地 千代田区大手町一ノ七  
労働省内
- 一 電話 日本橋(24) 四、二五六—六〇  
内線 四九、七〇

裏面白紙

政令第三〇二号

地方に置かれる國有鉄道線路正真正正を以て専売公社監事委員会の名称、位置、管轄区域等に関する政令

内閣は、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百三十七号）第二十條第三項及び公共企業体労働関係法の施行に關する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 地方に置かれる國有鉄道監事委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表第一に示すものとす。

第二條 地方に置かれる専売公社監事委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表第二に示すものとす。

第三條 公共企業体労働関係法の施行に關する法律第四條第一項に規定する「政令の元の日」は昭和二十四年八月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一

名	称	位置	管轄区域
札幌地方國有鉄道調停委員会	札幌市	日本國有鉄道札幌鉄道局の所管区域	
仙台地方國有鉄道調停委員会	仙台市	日本國有鉄道仙台鉄道局の所管区域	
東京地方國有鉄道調停委員会	東京府	日本國有鉄道東京鉄道局の所管区域	
名古屋地方國有鉄道調停委員会	名古屋府	日本國有鉄道名古屋鉄道局の所管区域	
大阪地方國有鉄道調停委員会	大阪府	日本國有鉄道大阪鉄道局の所管区域	
本島地方國有鉄道調停委員会	本島市	日本國有鉄道本島鉄道局の所管区域	
高松地方國有鉄道調停委員会	高松市	日本國有鉄道高松鉄道局の所管区域	
福岡地方國有鉄道調停委員会	福岡市	日本國有鉄道福岡鉄道局の所管区域	
新潟地方國有鉄道調停委員会	新潟市	日本國有鉄道新潟鉄道局の所管区域	

別表第二

名	称	位置	管轄区域
札幌地方専売公社調停委員会	札幌市	日本専売公社札幌地方局の管轄区域	
仙台地方専売公社調停委員会	仙台市	日本専売公社仙台地方局の管轄区域	
東京地方専売公社調停委員会	東京都	日本専売公社東京地方局の管轄区域	
名古屋地方専売公社調停委員会	名古屋市	日本専売公社名古屋地方局の管轄区域	
大阪地方専売公社調停委員会	大阪市	日本専売公社大阪地方局の管轄区域	
本島地方専売公社調停委員会	本島市	日本専売公社本島地方局の管轄区域	
高松地方専売公社調停委員会	高松市	日本専売公社高松地方局の管轄区域	
福岡地方専売公社調停委員会	福岡市	日本専売公社福岡地方局の管轄区域	